



条例案等の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和6年11月28日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 7 8 号	美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について	1
議第 7 9 号	美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	2
議第 8 0 号	美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	4
議第 8 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第 8 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議第 8 3 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 8 4 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 8 5 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	1 4
議第 8 6 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
議第 9 4 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	1 7

〔議第 78 号〕

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
条例改正に影響する条	第 140 条の 66

○ 条例改正趣旨

介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用する条項の改正（第 3 条関係）

第 3 条第 2 項中の引用する「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改めます。

○ 職員に係る基準の改正（第 4 条関係）

職員配置の柔軟化として、常勤換算方法の導入と複数拠点で合算が可能とする職員配置の規定を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

〔議第 79 号〕

美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【議案書：4 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号) ○刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)
条例改正に影響する施行日	令和7年6月1日
改正された法令	刑法(明治40年法律第45号)
条例改正に法律の改正概要	懲役及び禁固刑が、拘禁刑として単一化されたもの

○ 条例改正趣旨

刑法の改正に伴い、条例中に定められている懲役や禁錮について用語を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 禁錮の用語改正(第20条の2及び第20条の3関係)

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

第2条 美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

○ 禁固の用語改正(第6条関係)

「禁固」を「拘禁刑」に改めます。

第3条 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

○ 懲役の用語改正(附則第3条関係)

「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第4条 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

○ 懲役の用語改正(第17条関係)

「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

◎ 施行期日等(附則)

○ 施行期日(第1項)

この条例は、令和7年6月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項～第5項）

罰則の適用等、人の資格及び職員の給与に関する条例の規定の適用について、それぞれ経過措置を定めます。

〔議第 8 0 号〕

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

【議案書：9 頁】

◎ 改正の概要

公文書の公開すべき情報及び個人情報の開示すべき情報から特定の個人が識別される情報を除くことにより、カスタマーハラスメントに対応する必要性など正当な権利利益を保護するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市情報公開条例の一部改正

○ 公文書の公開義務の規定（第 6 条関係）

公文書の公開義務情報であった「公務員等の氏名に関する情報」を削ります。

第 2 条 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

○ 不開示情報としない情報の規定（第 4 条関係）

不開示情報としない情報であった「公務員等の氏名に係る部分」を「削除」とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項及び第 3 項）

この条例による改正後の美濃加茂市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる公文書の公開請求について適用し、施行日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例とします。

この条例による改正後の美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定は、施行日以後に行われる保有個人情報の開示請求について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求については、なお従前の例とします。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を 0. 1 0 月分（再任用職員については 0. 0 5 月分）引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第 3 条関係（別表第 1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については 2 3, 8 0 0 円、高卒者に係る初任給については 2 1, 4 0 0 円引き上げます。若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね 3 0 歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて引上げます。その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げます。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても改定します。

○ 期末手当の引上げ（第 2 0 条関係）

令和 6 年度の一般職の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、1 2 月の期末手当に加算します。

令和 6 年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1 2 月の期末手当に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第 2 1 条関係）

令和 6 年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、1 2 月の勤勉手当に加算します。

令和 6 年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1 2 月の勤勉手当に加算します。

第 2 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 2 0 条関係）

令和 7 年度の一般職の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間

で0.05月分引き上げ2.50月とし、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ1.25月とします。

令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和5年度と比較して年間で0.025月分引き上げ1.40月とし、引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.70月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和7年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和5年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ1.05月とします。

令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和5年度と比較して年間で0.025月分引き上げ1.0月とし、引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.50月とします。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職）

区 分	現行 (R6.4.1時点)		改正後 (R6.12.1時点)		改正後 (R7.4.1時点)		引上げ分
	期 末	1.225月	期 末	1.225月	期 末	1.25月	
6月 支給割合	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.05月	
12月 支給割合	期 末	1.225月	期 末	1.275月	期 末	1.25月	
	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.075月	勤 勉	1.05月	
合 計		4.50月		4.60月		4.60月	0.10月

【参考】 期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職（定年前再任用短時間勤務職員））

区 分	現行 (R6.4.1時点)		改正後 (R6.12.1時点)		改正後 (R7.4.1時点)		引上げ分
	期 末	0.6875月	期 末	0.6875月	期 末	0.70月	
6月 支給割合	勤 勉	0.4875月	勤 勉	0.4875月	勤 勉	0.50月	

12月	期 末	0.6875月	期 末	0.7125月	期 末	0.70月	
支給割合	勤 勉	0.4875月	勤 勉	0.5125月	勤 勉	0.50月	
合 計		2.35月		2.40月		2.40月	0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和6年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 8 2 号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書： 2 5 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第 7 条関係（別表））

民間給与との較差を解消するため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、3. 4 5 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、3. 4 5 月とし、引上げ分である 0. 0 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 1. 7 2 5 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	1. 7 0 月	1. 7 0 月	1. 7 2 5 月	
1 2 月 支給割合	1. 7 0 月	1. 7 5 月	1. 7 2 5 月	
合 計	3. 4 0 月	3. 4 5 月	3. 4 5 月	0. 0 5 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年4月1日から適用します。

○ **給与の内払（第3項）**

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 8 3 号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 2 8 頁】

◎ 改正の概要

民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 7 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 4 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第 8 条関係）

令和 6 年度の勤勉手当の支給月数を年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 7 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 4 0 月とし、引上げ分である 0. 0 2 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 1 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 0. 7 0 月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第 8 条関係）

令和 7 年度の勤勉手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 0 月とし、引上げ分である 0. 0 2 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 1 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 0. 5 0 月とします。

【参考】 期末勤勉手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)		改正後 (R6. 12. 1時点)		改正後 (R7. 4. 1時点)		引上げ分
6 月 支給割合	期 末	0. 6 8 7 5 月	期 末	0. 6 8 7 5 月	期 末	0. 7 0 月	
	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	勤 勉	0. 5 0 月	
1 2 月	期	0. 6 8 7 5 月	期	0. 7 1 2 5 月	期	0. 7 0 月	

支給割合	未		未		未		
	勤 勉	0. 4 8 7 5月	勤 勉	0. 5 1 2 5月	勤 勉	0. 5 0月	
合 計		2. 3 5月		2. 4 0月		2. 4 0月	0. 0 5月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用します。

○ 期末勤勉手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末勤勉手当は、同条の規定による改正後の規定による期末勤勉手当の内払とみなします。

〔議第 8 4 号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 3 2 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に準じて、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 3 0 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 2 5 月	2. 3 0 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 3 5 月	2. 3 0 月	
合 計	4. 5 0 月	4. 6 0 月	4. 6 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の規定による改正後の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第 8 5 号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例について

【議案書： 3 4 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に準じて、市議会議員の期末手当
を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1
0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数
に加算します。

第 2 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1
0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1
2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 3 0 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 2 5 月	2. 3 0 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 3 5 月	2. 3 0 月	
合 計	4. 5 0 月	4. 6 0 月	4. 6 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 7
年 4 月 1 日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第 8 6 号〕

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 3 6 頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

週休日の振替を現状の勤務時間に合わせた割振り変更に改正します。また、年次有給休暇を 1 の年度ごとにおける休暇に改正をします。

◎ 改正の主な内容

○ 週休日の振替等の改定（第 5 条関係）

週休日を振替える際に、勤務日の勤務時間のうち 4 時間を勤務する必要がある日に割り振ることができるとされていますが、現状の勤務時間に合わせ、4 時間を半日勤務時間（勤務時間の 2 分の 1 に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間）に改正します。

○ 年次有給休暇の改定（第 1 2 条関係）

年次有給休暇は 1 の年における休暇とされていますが、1 の年度ごとにおける休暇に改正します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 1 2 条の改正並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項～第 4 項）

この条例による改正前の週休日の割振りは、改正後の週休日の割振りとなしします。（第 2 項）

第 1 2 条の改正の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員の令和 7 年度の年次有給休暇は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）に付与された日数から基準日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得した日数を減じた日数に 5 日を加えた日数とします。（第 3 項）

施行日において、第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当する職員に係る規定の適用については、「2 0 日」とあるのは「2 5 日」とします。（第 4 項）

〔議第 9 4 号〕

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

【議案書：162頁】

◎ 廃止の概要

美濃加茂市の戸籍情報システムは、平成29年度（平成30年2月13日）より各務原市、山県市、下呂市との4市による共同利用の形態をとってきました。しかし、現在、国が進める「地方公共団体情報システムの標準化」の対象となる20業務が指定され、戸籍情報システムにおいても標準化の条件となるクラウド化が必須となりました。よって、共同利用の4市及びシステムベンダーとの協議の結果、共同化事業を解散することとし、事務の委託を廃止するものです。

◎ 施行期日（附則）

この規約は、令和7年6月9日から施行します。